

財務 VOL.55

各種減税措置を医療機関の立場から検証する

設備投資や人材投資に関連する各種減税措置が、連日、新聞紙上等を賑わせておりますが、医療機関に適用できるものはどれくらいあるのでしょうか？今号においては、従前から存在する分も含めて、各種減税措置の要点と医療機関への適用の可否について概説いたしますので、是非、ご確認頂ければと存じます。

主な減税措置に係る税制及び注意点は下記の通りです。

税制	注意点
1. 中小企業等投資促進税制	医療機関は適用困難
2. 生産等設備投資促進税制	医療機関は適用困難
3. 経営革新等支援機関に係る税制	医療機関は適用不可
4. 医療用機器等の特別償却	あくまで費用の前倒し計上
5. 雇用促進税制	事前の手続が必要
6. 所得拡大促進税制	雇用促進税制と選択適用

1. 中小企業等投資促進税制

青色申告をしている法人又は個人が、平成26年3月31日までに、下記(いずれも新品に限る)を購入して使用した場合には、使用を開始した事業年度に計上できる減価償却費を増やしたり(特別償却)、又は一定額の税金を差し引いたり(税額控除)することができます。

- (1) 1台160万円以上の機械装置
- (2) 1台120万円以上の一定の器具備品(電子計算機等)
- (3) 1つ70万円以上のソフトウェア

しかし、医療機器は、(1)機械装置には該当せず(器具備品に該当)、また(2)一定の器具備品にも該当しないため、適用を受けることができません。医療機器以外では金額基準のハードルが高い為、通常の医療機関には適用しづらいものとなっています。

2. 生産等設備投資促進税制

青色申告をしている法人又は個人が、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始した事業年度において、一定の基準以上の多額の設備投資等の要件を満たす場合には、当該事業年度中に購入した機械装置について、特別償却又は税額控除をすることができます。

しかし、前述の通り、医療機器は機械装置には該当しないため、適用を受けることができません。1.と同じく通常の医療機関が適用を受けることは極めて困難であると思われます。

3. 経営革新等支援機関に係る税制

青色申告をしており、一定の事業を営む法人又は個人が、平成25年4月1日から平成27年3月31日までに、経営革新等支援機関の認定を受けた税理士等からのアドバイスを受けて、一定の器具備品又は内装工事等の建物附属設備(いずれも新品に

限る)を購入した旨の書類を申告書に添付すれば、特別償却又は税額控除をすることができます。

しかし、医療は上記の一定の事業には含まれておらず、適用を受けることができませんのでご注意ください。

4. 医療用機器などの特別償却

青色申告をしている医療法人等又は医師等の個人が、平成27年3月31日までに下記(いずれも新品に限る)を購入して使用した場合には、特別償却((1)12%・(2)16%)をすることができます。

- (1) 高度な医療の提供に資する医療機器又は先進的な医療機器のうち、1台500万円以上の一定のもの(手術用機器等)
- (2) 医療の安全に資する医療機器のうち一定のもの(AED等)

医療機関における最もポピュラーな節税策の一つですが、特別償却は税金そのものを軽減するわけではなく、費用の計上時期を前倒しにするにすぎませんので、利益の少ない事業年度においては、特別償却をする意味が乏しい点に注意が必要です。

5. 雇用促進税制

青色申告をしている法人又は個人が、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始した事業年度において、雇用保険被保険者の増加等の要件を満たす場合には、税額控除(当該事業年度中に増加した雇用保険被保険者の数×40万円)を受けることができます。

注意点としては、予め「雇用促進計画」をハローワークに提出していないと適用が受けられないという点で、雇用保険被保険者が増加する可能性が少しでもあれば、事前提出をお勧め致します。

※ 詳細については、財務VOL.47の『平成25年度税制改正でこう変わります！』をご覧ください。

6. 所得拡大促進税制

青色申告をしている法人又は個人が、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始した事業年度において、従業員への給与の支給額を5%以上増加させる等の要件を満たす場合には、税額控除(当該事業年度中に増加した従業員への給与の支給額×10%)を受けることができます。

所得拡大促進税制は、雇用促進税制と異なり、事前の手続は不要、また人員増加の必要もありません。ただし、雇用促進税制とはいずれか一方しか適用できません(選択適用)ので、ご注意ください。

なお、この制度につきましては、平成26年度税制改正において、当初2年間の給与総額の増加率を「5%以上⇒2%以上に引き下げる」等の要件緩和策が検討されている最中です。詳細につきましては、決定次第、追ってご報告させていただきます。